

市環境課からのお知らせ

光化学オキシダントに注意!!

Q. 光化学オキシダント(スモッグ)とは何ですか?

A. 工場の煙や自動車の排出ガスなどに含まれる窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントという有害な物質が生成されます。この物質によるスモッグを光化学スモッグといいます。

4月から9月にかけては、光化学オキシダント(スモッグ)の濃度が高くなりやすい季節です。

これまでは、県内の限られた範囲で発生していましたが、近年、県内の広い範囲で高濃度の光化学オキシダントが観測されています。

日差しが強く、気温が高い風の弱い日に濃度が高くなる傾向があり、人によっては目やのどが痛くなる

☎ 市環境課(市清掃センター内) ☎87-6789

場合もあります。

光化学オキシダント注意報が発令されたときは、公用車による広報活動を行います。市民のみならずも次のことに注意してください。

- ① 屋外での激しい運動は避け、出来るだけ屋内で過ごしましょう
- ② 屋内でもなるべく窓またはカーテンを閉めましょう
- ③ 不要、不急の自動車の使用は避けましょう
- ④ ばい煙を排出している工場などは、ばい煙量の削減にご協力ください
- ⑤ 症状が現れたときは、洗顔、洗眼、うがいを十分にを行い室内で休息しましょう
- ⑥ 症状が回復しないときは、医師の診断を受けましょう

※光化学オキシダントが原因と思われる症状が現れた人は、市環境課まで連絡ください。



拡大生産者責任・デポジット制度 早期導入を求める署名

●拡大生産者責任とは・・・

使用済製品の回収・廃棄やリサイクルなどにかかる社会的費用責任を生産者に移転する。また生産者が製品設計において環境に対する配慮を取込む。

●デポジット制度とは・・・

使い捨て防止の観点から、使用済製品や容器など発行元に返却するとその支払った額が払い戻され、回収率が上がりリサイクルや適正処理が進む、ごみの散乱を防ぐことができる。

大川市・筑後市・大木町が環境自治体を目指し、協力して取り組む「ちっこ委員会」では、「拡大生産者責任(EPR)」、「デポジット制度」の早期導入に向け、全国の自治体や議会に対し協力を呼びかけています。

みなさんの声を国会に届けるために制度の早期導入を求める署名に取り組んでいます。

3月1日から開始した署名も14,312人(3月末現在)に達しました。

引き続き、4月末まで取り組みを継続します。

※請願書の主旨に賛同していただける人は署名のうえ、提出をお願いします。

【請願書提出・配布先】 市民課、または市環境課

☎ 市民課国保年金係 ☎85-5503

【対象となる期間】 4月から翌年の3月まで
※前年の所得を確認する必要があるため、申請は毎年必要です。

●前年度学生納付特例該当の学生は・・・
今年度も引き続き在学予定の場合は、日本年金機構から送付された「ハガキ形式の申請書」に記載事項を記入、返送することで申請できます。

●学生納付特例の対象になる学生は・・・
大学、短期大学、大学院、高等学校、専修学校、各種学校(一年以上の就学課程に限る)などに在学する20歳以上の学生。
※申請時に年金手帳、学生証、または在学証明書が必要です。

●平成23年度学生納付特例申請を・・・
学生については、申請により在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

●国民年金保険料が未納となっていると、万一、病気やケガで重い障害が残ったときに障害基礎年金が受け取れないことがあります。学生納付特例が承認された期間は、障害年金の受給資格要件に含まれます。保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例申請をしてください。

●学生納付特例の承認を受けた期間は、将来の老齢基礎年金の年金額の計算には含まれません。将来の年金額を減らさないために、承認後10年間の内に保険料を納付することができます。

国民年金の学生納付特例制度

東日本大震災に関する復興支援の取組み

☎ 大川市復興支援本部(市企画調整課) ☎85-5573(直通) ☎87-2101(代表)

市では、3月11日に発生した東日本大震災の被災地の復興と被災された皆様への支援のため、大川市復興支援本部を立ち上げ、様々な取組みを行っています。

【復興支援のための取組み】※継続中

●被災者の受入れ

被災された方々の一時居住場所として、大川市公共賃貸住宅(33戸)を提供しています。

☎ 市まちづくり推進課建築係 ☎85-5604

●義援金の募集

被災地支援のため、被災地復興応援募金を市役所ロビー、各コミセン、市文化センター、市立図書館などに設置しています。

☎ 市福祉事務所 ☎85-5532

●救援物資

受入れ側のニーズなどにより、被災地からの要請も刻一刻と変化しています。

救援物資などに関する詳しいことは、下記まで問合せください。

☎ 南筑後保健福祉環境事務所 ☎72-2111

●ボランティア

現在、被災地では、十分な受入体制と交通網復旧が整っていない状況ですが、長期的な支援が必要になると予想されます。

☎ 福岡県NPOボランティアセンター

ホームページ(<http://www.nvc.pref.fukuoka.lg.jp/>)

☎092-631-4411

【これまでの取組み】

●献血

3月18日に市内3か所で行われた献血に、市民のみなさんへの呼びかけを行い、多くの人からご協力をいただきました。

血液には有効期限があります。この度の震災では、被災者のみなさんや医療機関へ長期にわたる支援が必要と考えられます。継続的な献血をお願いします。

☎ 市福祉事務所 ☎85-5532

●被災地への職員派遣(3月14日～21日)

消防庁からの出動指示に基づき、緊急消防援助隊福岡県隊として大川市消防本部から4人を派遣。被災地での救助活動などを行いました。

●義援金

平成22年度一般会計補正予算より、1,000万円を日本赤十字社を通じ、被災地へ拠出しました。

●医療チームを派遣(3月23日～27日)

日本医師会災害医療の要請を受け、市復興支援本部と大川三瀧医師会が協力して被災地へ医療チーム(高木病院医師3人、同看護師2人、市消防本部救急救命士1人)を派遣。被災地(福島県いわき市ほか)での医療活動を行いました。

市民のみなさんのご支援に感謝申し上げますとともに、今後ともご協力をお願いいたします。

「市民活動保険」のご案内

☎ 市まちづくり推進課推進係 ☎85-5602

町内会活動、地域公民館活動、ボランティア活動などをサポートします。

●保険の対象となる活動

市内に活動の拠点を置き、自主的に組織された市民団体などが行う地域社会活動や社会教育活動など、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的または臨時的公共性のある直接的活動が対象です。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や危険度の高い活動、報酬などが出ている場合は対象外となります。

●補償内容

●賠償責任保険 市民団体の指導者などが活動中に管理監督者などの過失により、参加者や第三者が負傷した場合のほか、財物に損害を与え、法律上の損害賠償を負った場合

●補償金額(限度額) ①身体賠償、1名=6000万円、1事故=3億円(食中毒事故のみ保険期間中=3億

円) ②財物賠償(1事故)=300万円(食中毒事故のみ保険期間中=300万円) ③受託物賠償(1事故)=300万円(保険期間中限度=300万円) ※1回の事故につき、5,000円は自己負担(免責)になります。

●傷害保険 市民団体などの指導者、ボランティア活動の参加者などが活躍中に、急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合

●補償金額(限度額) ①死亡保険金=300万円 ②後遺障害保険金=300万円 ③入院保険金=日額3,000円(180日程度) ④通院保険金=日額2,000円(90日程度) ※細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、熱中症危険ならびに腸管出血性大腸菌感染症(O-157)危険補償含む。

●事故が発生した場合は

まずは、各地区のコミュニティセンターに連絡ください(事故報告書などを用意しています)。